

## 燃費計貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、エコドライブの推進を図るため、大阪自動車環境対策推進会議（以下「推進会議」という。）が所有する燃費計の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出機器)

第2条 貸出しを行う機器（以下「機器」という。）は、燃費計本体、説明書一式とする。

### (貸出対象)

第3条 機器の貸出対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 推進会議要綱別表に掲げる構成機関
- (2) 大阪府内の市町村
- (3) 大阪府内に自動車を使用する事業所を有する事業者

### (貸出期間)

第4条 機器の貸出期間は、2か月以内とする。ただし、推進会議が必要と認めたときは、この限りでない。

### (貸出手続)

第5条 機器の貸出しの承認を受けようとするものは、貸出申込書（様式第1号）を推進会議に提出し、その承認を受けなければならない。

2 推進会議は、貸出しを承認したときは貸出承認書（様式第2号）により、通知するものとする。なお、貸出承認には、必要な条件を付することができる。

### (費用負担)

第6条 機器の貸出しは無料とする。なお、機器の貸出及び返却に要する送料は、貸出承認を受けたもの（以下「借受者」という。）が負担するものとする。

### (遵守事項)

第7条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 機器を譲渡、交換及び転貸しないこと。
- (3) 機器を政治的活動、宗教的活動及び営利活動に使用しないこと。

(貸出取消)

第8条 推進会議は、借受者が次のいずれかに該当するときは、貸出しを取り消す。

- (1) 借受者が第5条第2項に規定する条件又は前条の規定に違反したとき。
- (2) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進会議が必要であると認めたとき。

2 借受者は、前項の規定による取消しを受けたときは、直ちに機器を推進会議に返却しなければならない。

(事故対応)

第9条 借受者は、機器の紛失、故障又は機器使用者の負傷等の事故が発生したときは、直ちに推進会議に報告しなければならない。

2 前項の事故の原因が借受者にある場合は、借受者が当該事故に係る一切の費用を負担するものとする。

(使用状況報告)

第10条 借受者は、機器の使用後、直ちに機器の使用状況について、使用状況報告書(様式第3号)により推進会議に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。